

守口市立保育所の民間移管に伴う 公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領（案）

守口市立保育所を民間移管とともに私立認定こども園に移行するにあたり、認定こども園の運営者を次の要領により募集します。

1. 移管後の運営形態

民間移管後の施設運営形態は、1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもが通園することの出来る「幼保連携型認定こども園」とします。

また、提供すべき教育・保育・子育て支援事業又は保育・子育て支援事業の内容について、市と法人が協定を締結し、実施することができる「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「認定こども園法」という。）」第34条第1項に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とします。

2. 民間移管を行う保育所とその概要

(1) 民間移管を行う保育所

民間移管を行う保育所は、藤田保育所、八雲東保育所、西保育所、北寺方保育所の4園とし、移管年月日は平成30年4月1日とします。北寺方保育所の民間移管時については、平成30年3月31日に閉園となる大宮保育所に在園する児童についても、北寺方保育所の在園児童に加えて受け入れていただきます。

(2) 民間移管する保育所の概要（保育所の詳細については、別紙1「民間移管する保育所の詳細」参照）

施設名	所在地	敷地面積 ※	移管年月日
守口市立藤田保育所	藤田町4丁目27番21号	1,586.18 m ²	平成30年4月1日
守口市立八雲東保育所	八雲東町2丁目39番13号	2,789.61 m ²	
守口市立西保育所	八雲西町2丁目27番9号	1,480.00 m ²	
守口市立北寺方保育所	寺方本通1丁目3番4号	1,274.54 m ²	

※ 上記施設のうち、北寺方保育所以外の3園の敷地面積については、平成28年度中に実施する測量の結果、変更となる可能性があります（北寺方保育所については、平成24年度に測量を実施済み）。

3. 移管後の認可定員の設定

別紙2「民間移管後の認可定員の設定について」に記載のとおりとします。

4. 応募資格・条件

- (1) 平成28年4月1日現在、守口市内で認定こども園、保育園又は幼稚園（以下、「認定こども園等」という。）を経営する社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人または私立学校法第3条の規定により設立された学校法人であること。
- (2) 別紙3「守口市立保育所の民間移管にかかる諸条件」に示す条件を遵守できること。
- (3) 新たに認定こども園を運営するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 守口市の就学前教育・保育行政を十分に理解し、積極的に協力できること。
- (5) 民間移管前の保育水準を維持できること。
- (6) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが経営をすること。
- (7) 理事長は、就学前教育・保育に熱意と識見を有すると認められる者であること。
- (8) 施設長（園長）は、健全な心身を持ち、就学前教育・保育に熱意のある者であり、就学前教育若しくは児童福祉の知識と経験を有する者であること。
- (9) 施設の運営に当たっては、保護者をはじめ地域に開かれた園を目指し、利用者を選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (10) 法人決定後、市と法人との間で締結する協定、財産等（土地・建物・備品）の貸付及び譲渡契約等を誠実に履行すること。

5. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格として法人選考の対象から除外します。

- (1) 選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この募集要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

6. 財産の譲渡等

(1) 土地

- ① 移管対象保育所の土地については、契約により無償貸与とします。
- ② 保育所の敷地面積は、上記「2. 民間移管する保育所の概要」の欄中にあるとおりです。
- ③ 無償での土地の使用貸借契約期間は原則1年間とし、毎年更新手続きを行う必要があります。

(2) 建物

- ① 移管対象保育所の4園については、現状の建物のまま移管を行います（建築設備等の部分的補修については、移管前に市が行う予定）。
- ② 移管対象保育所の建物（園庭の遊具、塀などを含む）については、無償譲渡とします。

※ 建物の譲渡に係る契約等については、守口市議会の議決が条件となります。

(3) 備品

- ① 移管対象保育所で使用している備品で本市が掲示するもののうち、法人が希望するものについては無償譲渡とします。

7. 移管法人の選考方法とスケジュール

(1) 移管法人の選考方法

移管法人の選考は、「守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）の審査に基づき行います。審査は、書類選考及びヒアリング等により別途定める「選考基準」により厳正審査します。なお、移管法人の決定は、選考委員会による選考を踏まえ、守口市長が決定します。

また、移管を希望する法人は、最大第4希望まで移管を受けたい保育所の指定を行います。応募法人に対し選考委員会が定める「選考基準」により審査し、順位付けを行い、順位の高い順に、移管法人候補及び対象保育所を決定します。

下表の例では、A法人は八雲東保育所、B法人は西保育所、C法人は希望園がないため落選、D法人は北寺方保育所、E法人は藤田保育所を運営する移管法人候補として選考されることになります。

(例)

応募法人	得点順位	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	備考
A法人	1	八雲東保育所	藤田保育所	西保育所	(記載なし)	
B法人	2	八雲東保育所	西保育所	(記載なし)	(記載なし)	
C法人	3	西保育所	八雲東保育所	(記載なし)	(記載なし)	落選
D法人	4	北寺方保育所	八雲東保育所	藤田保育所	(記載なし)	
E法人	5	西保育所	八雲東保育所	北寺方保育所	藤田保育所	

(2) 法人選考に関するスケジュール

別紙4「民間移管法人の選考及び法人決定後の主なスケジュール」に記載のとおりです。

(3) 応募法人の数が移管対象保育所4園の数に満たない場合

募集期間を延長するなど、応募法人の確保に努めます。ただし、このような方策を講じても、応募法人の数が民間移管を行う保育所の数に満たない場合は、選考委員会が定める選考基準に基づき、選考できるものとします。

8. 法人の指定

(1) 指定法人候補者の決定

移管法人が決定後、守口市と仮協定を締結し、指定法人候補者として決定します。

(2) 指定法人の決定

指定法人候補者は、土地、建物等についての本市議会の議決後、本協定を締結し、法人として指定されます。なお、公私連携法人としての指定申請および公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出などの必要な手続きについては、指定法人の負担で行うこととします。

(3) 指定法人として指定されない場合

指定法人候補者が応募等に要した費用等について、市議会の議決が得られなかった場合等により指定ができなかったときは、市は一切の補償の義務を負わないものとします。

9. 引継ぎ

引継ぎ保育の期間は、原則として1年間（平成29年度中）とします。

なお、移管後に当該民間移管認定こども園に勤務予定の職員のうち、園長予定者などの施設管理者等については、平成29年4月から民間移管予定の当該市立保育所で引継ぎ保育を行うこととし、その他の職員（保育教諭、看護師、調理員等）についても順次共同保育を実施することとします。

10. 三者協議会

市立保育所の民間移管に際しては、移管事業者決定後、速やかに移管事業者と市、保護者で構成される三者協議会を移管保育所ごとに設置し、今後の施設運営方法等について協議することとします。また、三者協議会は移管前は本市が主催することとし、開催場所や時期等については、いずれか一方から要請があった場合に随時、三者協議会を開催することとします。なお、移管後においては、移管先法人が主体となって、当分の間、三者協議会を継続することとします。

11. 民間移管に伴う助成制度等

(1) 引継ぎにかかる経費負担

引継ぎの実施にかかる経費については、守口市が定める範囲で負担する予定です。

(2) 施設の補修及び改修に係る補助金

国や大阪府の補助制度を活用し、予算の範囲内で交付するものとします。

12. 公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定について

移管先の事業者が決定した後、移管先事業者は、認定こども園法第34条に基づき守口市と「協

定」を締結することとします。

(1) 協定で締結する事項

- ① 当該公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ② 教育及び保育等に関する基本的事項
- ③ 必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

(2) 協定に違反した場合

- ① 守口市は当該公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育を行っていないと認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行います。
- ② 上記勧告を受けたにも関わらず、当該勧告に従わないときは、認定こども園法第34条第11項の規定により指定を取り消します。
- ③ 上記取消しを受けた法人は、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、認定こども園法第17条第1項の規定による廃止の認可を申請しなければなりません。
- ④ 上記廃止の認可の申請を行った法人は、当該申請の日前1月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。

13. 国の制度変更、本市施策の変更時の取り扱いについて

国の制度変更や、本市施策の変更が生じた場合、本募集要領に記載した条件及び内容について、変更となる場合があります。

その場合は移管先法人の決定後であっても、国の制度変更や、本市施策の変更にかかる事業計画の内容を変更していただく場合があります。

14. 応募方法

(1) 募集要領の配付

① 配付期間

平成28年〇月〇日(〇) 午前9時から〇月〇日(〇) 午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く

② 配布場所

守口市こども部こども政策課及び守口市ホームページ

ません。

④ 提出書類

別紙〇〇「守口市立保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者応募書類一覧」のとおり

※ 提出書類は全てA4サイズとし、1部ずつA4ファイルに綴じてください。

※ 様式ごとにインデックスを添付してください。

※ 必要な書類が全てそろっていないと受理することができませんので、留意してください。

⑤ 提出部数 正本1部、写し10部（委員の数+事務局1部）

(5) その他

① 提出された書類は返却しません。

② 提出された書類は守口市情報公開条例の規定により公開することがあります。

③ 審査の過程で、追加資料を提出していただくことがあります。

④ 原則として、審査の結果等については、守口市ホームページにて公開します。

⑤ 市からの質問書等については、誠意をもって回答していただきます。

15. その他

- (1) 移管を受けた法人は現に経営している認定こども園等を廃止しないこと。
- (2) 移管施設において、政治活動またはこれらに付随する活動はしないこと。
- (3) 移管施設において、営利の追求を目的とした行為をしないこと。

16. 問い合わせ先

守口市役所 こども部 こども政策課

〒570-866 守口市京阪本通2丁目2番5号

TEL 06-6992-1665

FAX 06-6994-1691

民間移管する保育所の詳細(案)

別紙1

施設名	所在地	施設		面積(㎡)			定員	保育時間	保育対象 年齢児	4月1日現在の入所児童数				平成28年4月1日現在 年齢別入所児童数						
		建築年度	構造	敷地	延床	屋外場				H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
守口市立 藤田保育所	藤田町 4丁目27番21号	S48年度	鉄筋2階建	1586.18	683.11	657.00	120人	7:30~18:30	0歳~5歳	106人	108人	113人	112人	5人	14人	21人	18人	17人	28人	103人
守口市立 八雲東保育所	八雲東町 2丁目39番13号	S46年度	軽量鉄骨平屋	2789.00	1262.30	746.00	140人	7:30~18:30	0歳~5歳	117人	110人	110人	128人	4人	29人	23人	25人	27人	21人	129人
守口市立 西保育所	八雲西町 2丁目27番9号	S45年度	軽量鉄骨平屋	1480.00	726.32	390.00	120人	7:30~18:30	1歳~5歳	105人	107人	101人	98人	-	9人	17人	20人	20人	23人	89人
守口市立 北寺方保育所	寺方本通1丁目 3番4号	S46年度	鉄筋2階建	1274.54	687.54	560.00	90人	7:30~18:30	0歳~5歳	72人	79人	78人	75人	6人	8人	12人	11人	13人	19人	69人

民間移管後の認可定員の設定について(案)

民間移管後の認可定員及び利用定員(以下、「認可定員等」という。)は、下記表に示す守口市の想定する認可定員等を下回らないように設定してください。また、学級定員については、3歳児クラスは24人以下、4歳児及び5歳児クラスは30人以下とします。

なお、民間移管時に当該施設に在園している児童が、引き続き当該施設への通園を希望する場合については、その児童を受入れることにより、設定した認可定員等を上回る人数となる場合でも、弾力的運用を行うなどして、必ず受入れを行ってください。

○ 民間移管後の守口市が想定する認可定員等(各保育所ごと)

● 藤田保育所

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	1人	1人	1人	3人
2・3号	9人	12人	18人	23人	23人	23人	108人
合計	9人	12人	18人	24人	24人	24人	111人
学級数	—	—	—	1学級	1学級	1学級	3学級

● 八雲東保育所

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	6人	12人	12人	30人
2・3号	9人	12人	18人	18人	30人	30人	117人
合計	9人	12人	18人	24人	42人	42人	147人
学級数	—	—	—	1学級	2学級	2学級	5学級

● 西保育所

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	4人	5人	5人	14人
2・3号	6人	12人	18人	20人	25人	25人	106人
合計	6人	12人	18人	24人	30人	30人	120人
学級数	—	—	—	1学級	1学級	1学級	3学級

● 北寺方保育所

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	2人	2人	2人	6人
2・3号	9人	12人	15人	17人	18人	23人	94人
合計	9人	12人	15人	19人	20人	25人	100人
学級数	—	—	—	1学級	1学級	1学級	3学級



守口市立保育所の民間移管にかかる諸条件（案）

法人は移管後の公私連携幼保連携型認定こども園の運営にあたっては、関係法令等を遵守し適正に運営を図るとともに、守口市ほか関係機関の指示・指導内容を遵守し、かつ次に掲げる移管条件を遵守しなければならない。

1. 公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関する事

本市と協定を締結し、公私連携法人としての指定申請および公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出を行い、届出の受理を受け、平成 30 年 4 月 1 日までに開設すること。なお、これらに要する費用は、法人が負担すること。

2. 移管後の学級定員及び定員に関する事

移管後の学級数及び認可定員については、本市が示す移管後の想定認可定員（別紙 2「民間移管後の認可定員の設定について」参照）を基本とし設定すること。

3. 職員の配置について

民間移管に当たっては、原則として市立施設の職員配置に関する現行の水準（下記表「③職員配置に関する水準」参照）を維持するとともに、次の要件を満たすこと。

また、現在、市が雇用している臨時職員等が民間移管後も民間移管園への就労を希望する場合は、子どもへの保育環境への変化を最小限に留める観点から、引き続きその雇用に努めること。

（1）施設長

認可保育所・幼稚園・認定こども園のいずれかにおいて、施設長の実務経験を有するものを専任で配置すること。

（2）常勤職員

雇用条件が安定し、質の高い職員を確保し、経験・年齢のバランスがとれた職員配置とすることとします。

（3）職員配置に関する水準

歳児	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
職員配置	3 対 1	5 対 1	6 対 1	15 対 1	30 対 1	30 対 1

4. 園運営・事業内容に関する事

（1）教育・保育計画の作成について

民間移管前の保育所からの継続児童については、保育所在所中に運営、職員が変わる影響を考慮し、児童への影響が最小限となるよう、守口市立保育所の保育計画等との継続性に配慮したものとすること。

（2）行事について

民間移管前の保育所で実施していた年間行事については引き続いて実施することを原則として、三者協議会等で協議すること。

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで規制するものではなく、実施にあたっては保護者理解を得たうえで実施すること。

(3) 支援を要する児童、保護者への対応について

支援を要する児童、保護者への対応については、市健康推進課など関係機関と連携して取り組み、児童虐待の発生予防・早期発見に努めること。

(4) 子育て相談及び地域交流活動等、地域の子育て支援について

子育て相談及び地域交流活動等、地域の子育て支援については、現行の水準を下回らない形で引き続いて実施すること。

(5) 苦情処理の仕組みについて

移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の仕組みを整備すること。

(6) 開所日及び開所時間について

開所日は、現行の市立保育所と同様の月曜日から土曜日までとし、休所日は日曜日、祝日、12月29日～1月3日とすること。ただし、現行の市立保育所を上回る開所日を設定することは可とする。

開所時間は現行の市立保育所の開所時間である7時30分から18時30分までの11時間は継続するとともに、延長保育時間を必ず設けること。なお、延長保育時間については、民間移管を行う平成30年度の市立施設の延長保育時間の状況を踏まえ設定すること。

(7) 一時預かり（幼稚園型）の実施について

一時預かり（幼稚園型）を実施すること

5. 職員の研修に関すること

業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うとともに、本市が実施する職員研修会等の参加に努めること。

6. 保護者負担額の費用等に関すること

体操服や用品等の物品については、市立保育所として入所された児童は、移管前から使用している物品があることから、原則移管前から使用されている物品を使用することとし二重の負担とならないように配慮すること。

また、守口市が条例で定める保育料以外の保護者負担（実費徴収等）については、市が示す保護者負担額を上回らないように努めること。

7. 給食に関すること

アレルギーに配慮し、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応に努めること。

8. 移管準備に関すること

(1) 保護者説明会への出席

本市からの要請があれば、本市が開催する保護者説明会に、法人代表者等責任を持って対応出来る者を出席させること。

(2) 三者協議会への参画

市立保育所の民間移管に際しては、移管後の施設運営方法等について、当該移管保育所の保護者代表・法人・守口市の三者で協議し合意形成を図ること。

三者協議会は移管前までは本市が主催することとし、時期等については、いずれか一者から要請が合った場合に随時、当該協議会を開催すること。また、協議会開催場所は、原則として当該保育所とすること。なお、移管後についても、移管法人が主体となって、当分の間、三者協議会を継続すること。

(3) 法人が運営する施設等の見学について

移管法人に決定後、保護者から法人が運営する施設等見学希望があれば応じること。

(4) 引継ぎについて

引継ぎ保育の期間は、原則として1年間（平成29年度中）とし、移管後に当該民間移管認定こども園に勤務予定の職員を対象とした本市が別途提示する計画に基づき実施すること。

移管前の引継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該認定こども園に勤務し職務に従事すること。なお、勤務を継続できない事情等が生じた場合は、事前に三者協議会に報告するなど保護者の理解を得ること。また、引継ぎに必要な人員は法人において確保すること。

9. 移管後の取組みへの協力等に関すること

法人は、移管後の運営状況等について、本市が報告を求めたときはその報告に応じること。また、移管後には次の取組みを行うこと。

(1) 本市職員による訪問への協力

(2) 三者協議会の開催

(3) 保護者アンケートの実施への協力（1年目）

(4) 学校評価等（自己評価及び保護者などの学校関係者による評価）の実施及び結果公表（2年目）

(5) 本市が行う移管後の検証への協力

10. 施設の整備に関すること

建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する教育・保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な園を整備すること。

園の整備にあたっては、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮することとし、設置・運営法人候補者の責任において誠意を持って対応すること。

民間移管法人の選考及び法人決定後の主なスケジュール(案)

別紙4

年度	日程	内容
平成28年度	6月7日～7月6日	守口市立保育所の民間移管に関する基本方針(案)のパブリックコメント
	7月26日	第1回選考委員会の開催、募集要領等の検討
	8月上旬～中旬	選考委員会にて募集要領等の決定
		募集要領等の配付
	8月中旬	法人への説明会
	8月下旬	移管対象保育所の施設見学
	8月●日～●日	応募書類の受付
	9月～10月中旬	選考委員会による選考
	10月下旬	民間移管予定法人の決定
	11月(法人決定後)	保護者説明会(民間移管予定法人の紹介)
1月(法人決定後)	三者協議会の設置	
平成29年度	4月～	引継ぎ保育の開始
平成30年度	4月1日	公私連携幼保連携型認定こども園運営開始